

バナー広告掲載要領

第1条（目的）

本要領は、近畿「道の駅」連絡会事務局（以下「事務局」という。）が管理する「道の駅公式ホームページ」（以下「本ホームページ」という。）へのバナー広告掲載に関し必要な事項を定めるものである。

第2条（定義）

本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 本ホームページ・・・事務局が管理する下記 URL の近畿「道の駅」公式ホームページをいう。<http://www.kinki-michinoeki.com>
- 2) バナー広告・・・本ホームページ内のWEBページに表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。
- 3) 広告掲載希望者・・・本ホームページにおいてバナー広告の掲載を希望して事務局に掲載を申し込む者をいう。
- 4) 広告主・・・本ホームページにバナー広告を掲載する者をいう。

第3条（広告の種類）

本ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下、単に「広告」という。）とする。

第4条（掲載可能な広告の範囲）

広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WEBページ内容の範囲は、「道の駅」及び「道の駅」利用者に関係する業種・分野であって、第7条の広告規定に反しないものとする。

第5条（広告規格）

本ホームページに掲載する広告の規格は、つぎのとおりとする。

- 1) 大きさ
1~9 枠、19~21 枠：縦 70 ピクセル×横 150 ピクセル
10~18 枠：縦 150 ピクセル×横 310 ピクセル
- 2) 形式 GIF（アニメ可）または JPEG 形式
- 3) 色調 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮する。
- 4) 解像度 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるものとする。
- 5) 広告（リンク先WEBページ含む）は、広告掲載希望者が作成するものとする。

第6条（広告の枠）

広告を掲載するWEBページ、広告の位置及び枠数は本ホームページのトップページ左側および下部とする。なお、事務局は、トップページのデザイン変更等により、任意に広告の位置を変更することができる。

【バナー広告 掲載位置】



近畿「道の駅」



🏠 ホーム
📅 事務局からのお知らせ
📌 スタンプラリー
🚗 道の駅とは
✍️ バナー広告のお申込



道の駅からのお知らせ

詳しくは駅名をクリックしてください

全て	福井	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
<p>「道の駅」奥永瀬寺深流の里</p> <p>2/22(水)~2/24(金)臨時休業のお知らせ 日頃より「道の駅」奥永瀬寺深流の里をご利用いただき誠にありがとうございます。誠に勝手ながら、下記日程につきまして売店・飲食店を休業日とさせていただきます...</p>							
<p>「道の駅」福良</p> <p>「道の駅」福良（南あわじ市）が、テレビ番組にて紹介されます！番組名：「ひょうごワイワイ」放送局：サンテレビ 放送日時：2017年2月5日(日) 午前8時30分~9時 ※翌日月曜日午後6時...</p>							
<p>「道の駅」みつ</p> <p>「道の駅」みつ（たつの市）が、テレビ番組にて紹介されます！番組名：「ひょうごワイワイ」放送局：サンテレビ 放送日時：2017年1月22日(日) 午前8時30分~9時 ※翌日月曜日午後6時...</p>							








✍️ バナー広告募集中



株式会社 ヤシキ



あしたも、ちがう「いい」に。



道の駅がどこにあるかすぐわかる 日本全国ロードマップ

広告バナー 4 150×70ピクセル	広告バナー 5 150×70ピクセル	広告バナー 6 150×70ピクセル
広告バナー 7 150×70ピクセル	広告バナー 8 150×70ピクセル	広告バナー 9 150×70ピクセル
広告バナー 19 150×70ピクセル	広告バナー 20 150×70ピクセル	広告バナー 21 150×70ピクセル

広告バナー 13 310×150ピクセル	広告バナー 14 310×150ピクセル	広告バナー 15 310×150ピクセル
広告バナー 16 310×150ピクセル	広告バナー 17 310×150ピクセル	広告バナー 18 310×150ピクセル









近畿「道の駅」連絡会事務局
〒540-6531 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビルB1F
(一社)近畿建設協会 事業管理部門

✉️ お問い合わせ

第7条（広告規定）

以下の広告は、掲載を認めない。

- 1) 法令等に違反するもの
- 2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- 4) 政治性又は宗教性のあるもの
- 5) 社会問題についての主義主張を含むもの
- 6) 個人の名刺広告
- 7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- 8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- 9) その他、事務局が広告媒体に掲載する広告として不適当であると認めるもの

第8条（広告の掲載期間）

広告を掲載する期間は（1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・12ヶ月）以内とし、
広告掲載希望者は、希望する掲載期間を指定して申込みものとする。

第9条（広告掲載希望者の募集）

- 1) 広告掲載希望者の募集は、公募により行うものとする。
- 2) 前項の公募は、原則として本ホームページにおいて行うものとする。
- 3) 広告掲載希望者の募集は、広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

第10条（広告掲載料）

- 1) 広告掲載料に関する最低募集金額は、次の表のとおりとする。

種 類	一 括	枠サイズ
1~9 枠 19~21 枠	5,000 円/月	縦 70 ピクセル× 横 150 ピクセル
10~18 枠	10,000 円/月	縦 150 ピクセル× 横 310 ピクセル

上記表の「一括」とは、広告1枠のスペースに1社の広告を継続して掲載するものをいう。

- 2) 本ホームページのアクセス数が大きく増減した場合であっても契約した掲載期間中において広告掲載料は変更しない。

第11条（広告掲載の申し込み）

本ホームページへの広告掲載希望者は、本ホームページの「お問い合わせ」から広告掲載希望の意思表示をした上で、別に定める広告掲載申込書により、事務局宛に電子メールにて申し込むものとする。広告掲載希望者に対する通知は、広告掲載希望者が申し込みの際に使用したメールアドレス宛てに行うものとする。

第12条（広告掲載の決定）

- 1) 事務局は、第7条及び本条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。
- 2) 事務局は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等につ

いて広告掲載希望者に通知する。

- 3) 前項の規定によっても、広告掲載希望者が広告掲載枠数を超えるときは、抽選により決定する。
- 4) 事務局は、広告掲載希望者数が広告の枠数以下であっても、総合的に判断して広告掲載不可とすることができる。

第 13 条（広告掲載料の納付）

広告主は、広告掲載料を事務局の指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、事務局が特別な理由があると認めたときはこの限りでない。

第 14 条（広告原稿の作成及び提出）

- 1) 広告主は、広告原稿（画像データ）を事務局が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。
- 2) 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

第 15 条（広告内容、デザイン等の審査及び承認）

広告主は、広告の内容及びデザイン等について、事前に事務局の審査を受け、承認を得るものとする。

第 16 条（広告内容の変更要求）

広告の内容、デザイン又はリンク先のWEBページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがある場合、又はこの要領等に抵触していると事務局が判断した場合は、事務局は、広告の掲載を一時停止し、広告主に対して、広告の内容等の変更を求めることができる。

第 17 条（広告掲載の取り消し）

事務局は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- 1) 指定する期日までに広告掲載料の納付のないとき。
- 2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- 3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。
- 4) 広告主、広告の内容又はリンク先WEBページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがある場合、又はこの要領等に抵触していると事務局が判断した場合において、前条の規定によってもこれらを解消できないとき。
- 5) その他、本ホームページへの広告掲載が適切でないとして事務局が判断したとき。

第 18 条（リンク先の変更）

広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、事務局に対し、変更の1週間前までに通知するものとする。

第 19 条（広告掲載の取り下げ）

- 1) 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。
- 2) 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、事務局に対し、1週間前までに、取り下げ期日について申し出なければならない。
- 3) 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合、納付済みの広告掲載料は返還しない。

第 20 条（広告掲載料の返還）

- 1) 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 2) 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済額のうち掲載期間の残りの月数に応じ

た額とする。

- 3) 前2項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

第21条（広告掲載期間の延長）

- 1) 広告掲載期間内に事務局の都合で本ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。
- 2) 広告主の責に帰さない理由により、事務局が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

第22条（広告主の責務）

- 1) 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項についてすべての責任を負い、事務局は一切の責任を負わないものとする。
- 2) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等にかかる著作権等の権利について正当な権限を有することを、事務局に対して保証するものとする。
- 3) 第三者から、広告に関連してクレームがあった場合には、広告主の責任及び負担において解決することとし、事務局は一切の責任を負わないものとする。

第23条（免責事項）

事務局は、広告主が広告掲載に用いるサーバー、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

第24条（要領の変更）

事務局は、本要領の条項を必要に応じて変更することができ、すでに掲載中の広告についても、変更後の要領を適用することができる。

(附則)

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

(附則)

平成29年2月10日一部改正(バナー広告増設)